

## 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始に当たり、厚生省令第37号（厚生労働省令第79号改正）第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	さつき台訪問看護ステーション
事業所の所在地	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-1
法人種別	社会医療法人社団さつき会
代表者名	矢田 高裕
電話番号/FAX番号	0438-64-1056 / 0438-64-1055
介護保険事業所番号	千葉県1260990010号
医療機関コード	0990010

### 2. 事業の目的と運営方針

#### （事業の目的）

社会医療法人社団さつき会が開設するさつき台訪問看護ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対して適正な事業を提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

- 1) 事業の提供に当たって、看護師及びその他の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した療養上の目標を設定し、在宅療養が維持出来るよう計画的に支援する。
- 2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 3. 事業所の職員体制

従業員・職種	職務体制			
保健師	常勤	1名、	非常勤	0名
看護師	常勤	4名、	非常勤	3名
理学療法士等	常勤	2名、	非常勤	2名
事務	常勤	3名、	非常勤	0名

### 4. 営業時間

営業日	通常月曜日～土曜日まで （日・祝祭日・12月30日～1月3日は休業いたします。）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
※但し、24時間対応体制により、必要と判断した場合緊急時訪問をいたします。	

5. 営業地域

通常の営業地域：袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、市原市

6. 利用料及びお支払い方法

1) 事業所が提供する訪問看護のサービス利用料金、加算料金、その他の費用は別紙（利用料金表）に記載されている通りです。

2) 利用料の支払いは銀行口座振替を基本とします。振替が不都合な方につきましては、ご自宅及び当事業所で現金にてお支払い下さい。入金の確認が取れ次第領収書を発行致します。

7. 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービスの提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
緊急連絡先①	氏 名	(続柄： )
	連 絡 先	住 所：
		電 話： (携帯： )
		時間帯注意事項等：
緊急連絡先②	氏 名	(続柄： )
	連 絡 先	住 所：
		電 話： (携帯： )
		時間帯注意事項等：

(ご本人携帯： )

8. 苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で受け付けております。

さつき台訪問看護ステーション 担当者 ( 中原 桜子 )	電話 0438-64-1056
さつき会内利用者相談窓口 (袖ヶ浦菜の花苑内)	電話 0438-62-7740
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談窓口	電話 043-254-7428
居住地区市町村 介護保険・国民健康保険担当課	

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(別紙「個人情報の取り扱いについて」参照)

## 10. 虐待の防止について

ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

担当者： 管理者 中原 桜子

サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを速やかに市町村に通報します。

### 【相談通報窓口】

高齢者	居住地区の地域包括支援センター・中核地域支援センター
障害者	居住地区市町村 障害福祉担当課
子ども	児童相談所・居住地区市町村 子育て支援担当課

## 11. 身体拘束の禁止について

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 12. ハラスメント対策について

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の様な行為があった場合、状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- 1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- 2) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- 3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- 4) 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

## 13. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応と業務継続に向けた取り組みについて

1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

2) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

訪問看護のサービス提供にあたり、ご利用者様に対して契約書および本書面に基づいて必要な事項を説明しました。

**【事業者】**

事業所名： さつき台訪問看護ステーション  
住 所： 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前4-2-1  
管 理 者： 中原 桜子  
説 明 者： \_\_\_\_\_ 印

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

**【利用者】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**【家族及び代理人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_ )